

教育委員会定例会事項書

令和4年3月11日(金)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願 3 生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願について

請願 4 部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願について

4 議 題

議案第 45 号 専決処分の承認について(令和3年度三重県一般会計補正予算(第20号))

議案第 46 号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案

5 報 告 題

報告 1 三重県教育委員会における障がい者雇用について

報告 2 技能教育施設の指定内容の変更について

報告 3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和4年2月15日(火)

開会 14時30分

閉会 14時55分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第43号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

議案第44号 三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和4年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

報告2 指定管理者制度活用の方針について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願3

生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請3	令和3年12月24日	<p>(件名) 生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願書</p> <p>(要旨) 公立学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないこと。 外部団体である高体連等への加入の強制が行われないこと。 その見直した考え方について、県内全市町教育委員会に示すこと。</p>	<p>大原 敦子 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン</p> <p>三重県津市寿町7-50</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動は、学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とあります。 ・ 県立学校の中には、人間関係を構築したり、仲間とともに目標に向かってやり遂げる活動の機会とするため、全員もしくは1年生に限って運動部または文化部への加入を求めている学校があります。入部後の活動を強いているわけではありませんが、自主的、自発的な参加とする学習指導要領の主旨としては適切ではないため、任意での加入とするよう徹底していきます。 ・ 県高等学校体育(文化)連盟では、大会やコンクール等を開催し、生徒が活動の成果を出す場として、参加することによって、成果や課題を確認したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めた

				<p>りするなど意義深いものとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、在籍する学校を対象の部活動がなく、スポーツクラブ等の外部団体で活動している生徒が、県高等学校体育（文化）連盟の主催する大会に参加できるよう配慮しています。 ・ こうした教育活動の充実を図るため、各学校が県高等学校体育（文化）連盟に加盟するものであり、生徒個人が加入するということではありません。 ・ また、部活動の加入については、「三重県部活動ガイドライン」で自主的、自発的な参加であることを記載しており、当該ガイドラインを各市町教育委員会に示しています。 <p>以上のことから、本請願は「外部団体である高体連等への加入の強制が行われないこと」、「その見直し方について、県内全市町教育委員会に示すこと」については不採択といたしたい。また、「公立学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないこと」については採択といたしたい。</p>
--	--	--	--	---

令和3年12月24日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

公立学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないようにすることとともに、外部団体である高体連等への加入の強制が行われないようにすることを求めます。また、その見直した考え方について、三重県内全市町教育委員会に示すことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

中学校学習指導要領および高等学校学習指導要領において、部活動は「教育課程外の学校教育活動」であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであるとされています。学習指導要領は法的拘束力を有するものであることから、どれほど部活動に意義があつたとしても、生徒たちを部活動に強制的に入部させてはなりません。しかし、実際には県内公立中学校・高等学校では生徒たちに部活動の入部強制を行っている学校もあります(全員強制入部になっている場合や、1年生だけが強制入部になっている場合等があります。県立高等学校については「三重県立高等学校案内 Rainbow Message」の中でいくつかの高等学校が入部が必須かどうかについて回答しているのを確認しています)。教育公務員たる学校長の判断として、部活動の強制入部を行うということはあってはならないと考えます。

ところで、児童の権利に関する条約第31条では、児童(18歳未満のすべての者)の休息や余暇についての権利や、児童が文化的な生活や芸術等に「自由に」かつ「十分に」参加する権利が定められています。生徒が余暇を自由に使う権利を侵害され、部活動への入部を強制されれば、相当な時間を部活動に費やさざるを得なくなる場合が出てきます。休息や余暇を十分にとれなかったり、文化的な生活や芸術等に十分に参加できなくなってしまうことになる場合も出てきます。このことは児童の権利に関する条約の定めを反した、権利の侵害にあたる重大な問題でもあると考えます。

また、部活動は意義があるものとして語られがちですが、部活動のあり方自体に問題点が多くあると考えます。「プールの水深が浅くなっており、飛び込みをしてもいいような設計にはなっていない」といった例のように、学校の施設は教育課程のことを行うことを想定して作られた、安全性重視のものであるため、そもそも競技を行うのに適していません。部活動顧問が必ずしも指導能力や安全性に関する知識・技能を有する者とは限らないことから、事故発生のリスクはどうしても高くなってしまい、死亡事故を含めた重大事故に繋がっている場合もあります。心身の発達にとって好ましくない練習や、オーバートレーニングによって、生徒たちが卒業後も心身の不調に苦しむ場合もあります。

このことに加えて、教育上も良くない意識を生徒たちに与えていることを懸念しています。特に部活動指導に情熱を燃やしている教職員が「部活動を一生懸命頑張ることは素晴らしいことである」「部活動を頑張れば人間的に成長できる」という主旨の言葉かけを生徒に対して繰り返し行うことは珍しくありません。何か1つのことに一生懸命打ち込むこと自体は確かに素晴らしいのですが、「部活動はほどほどにしておきたい」「部活動以外のことで頑張りたい」と考える生徒たちのことを「部活動に一生懸命でないから素晴らしい」「部活動に一生懸命でないから人間として未熟である」であるとする「差別意識」を生徒たちに与えてしまっているのではないのでしょうか。このように「部活動はして当たり前」「部活動は一生懸命して当然」という意識づけが、生徒たちの間に望ましくない序列意識をもたせることに繋がっているのではないかと考えます。そうした意識から脱却し、「部活動はしない」「部活動をやるにしてもほどほどに楽しむ」という多様な価値観が受け入れられていくことが大切であると考えます。そのためにも部活動を「する・しない」の選択権を生徒たちが適正に行使できるようにしなければならないと考えます。

このように部活動の入部強制には様々な問題があると考えます。現行の部活動の運営のあり方では、部活動制度の維持はできたとしても、本当に生徒のためになっているのか疑問な点が払拭できません。部活動の入部や、高体連等の任意団体への加入は生徒の意志に基づいて行われるという本来の形にしていくことが必要であると考えます。

請願 4

部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 4	令和3年12月24日	<p>(件名) 部活動顧問等の委嘱のあり方の方の見直しを求める請願書</p> <p>(要旨) 部活動顧問等の委嘱にあたり、各教職員に対して部活動顧問等をするかどうかの意向を確認すること。</p> <p>部活動指導をすることを望まない教職員には部活動顧問等に配置しないようにすること。</p>	<p>大原 敦子 みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 三重県津市寿町7-50</p>	<p>平成28年12月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、「部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が高いことも指摘されているが、そうした教育が、部活動の充実の中だけで図られるのではなく、教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要である。」としています。</p> <p>また、中学校学習指導要領（平成29年3月）及び高等学校学習指導要領（平成30年3月）の学校の運営上の留意事項として、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と示されています。</p>

		<p>その見直した考え 方について、三重県 内全市町教育委員 会に示すこと。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ このように教育的意義が高いとされている部活動は、学校教育の一環として目指す資質・能力の育成に資するため、教育課程内外の学校教育活動との関連を図り実施することとされています。 ・ また、平成30年3月、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に、「校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。」とあります。 ・ このことをふまえ、校長は、部活動を学校の業務として、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ることができるよう、顧問への配置については、これまでと同様、他の校務分掌などを含めて適切に決定していくこととします。 ・ こうした中、勤務時間外に学校教育の一環として行われる部活動指導については、校長のリーダーシップのもと部活動顧問とともにガイドライン等
--	--	--	--	---

に則り、適切な休養日や活動時間の設定、参加する大会の精査等を行うことにより、学校における働き方改革を進めてまいります。

- ・ 教育委員会においても、教員の勤務負担の軽減に加え、生徒への部活動指導の充実の観点から、部活動指導員の活用を積極的に行うことや、合同部活動の実施などについて研究を行うなど、持続可能な運営体制の構築に向け、部活動改革を進めていくこととします。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。

令和3年12月24日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

部活動顧問（副顧問を含む。以下、「部活動顧問等」という。）の委嘱にあたり、各教職員に対して部活動顧問等をするかどうかの意向を確認するとともに、部活動指導をすることを望まない教職員には部活動顧問等に配置しないようにすることを求めます。また、その見直した考え方について、三重県内全市町教育委員会に示すことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

部活動のあり方について様々な問題点が広く知られるようになりました。部活動問題の解消に向けて、国や各教育委員会において部活動ガイドラインが策定されたほか、令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で部活動の地域化の早期実現が掲げられました。そのことを受け、令和5年度からの休日部活動の段階的地域化に向けた取り組みが全国的に進められ、貴教育委員会におかれましても「部活動のあり方検討委員会」を開催するなど、部活動問題の解消に向けた様々なお取り組みをされていると存じております。誠にありがとうございます。

さて、本来であれば、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）や「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によって、教職員には原則的に超過勤務を命じられないことになっていますが、教職員たちは法定休憩時間や週休日までも含めて、日々長時間過密労働をしているのが現状です。教職員の本務である教科指導や学級経営、校務分掌に係る業務だけでも勤務時間内には到底終わらない膨大な量があります。しかも、教職員たちはそれに追い打ちをかけられるかのように、部活動顧問等に強制的に割り当てられています。どの部への配属かにもよりますが、部活動顧問等になると週休日等を含めた膨大な時間の過重労働を余儀なくされてしまうことが少なくありません。したがって、部活動顧問等への就任強要は包括的職務命令に基づく違法行為となる可能性が高く、部活動顧問等への就任を職務命令することはまずできません（勤務時間内に限れば部活動指導を職務命令することはできるのですが、職務命令を行うには教職員に法定休憩時間を確実に取得させた上で、部活動指導以外のものを含めたすべての業務が勤務時間内に終わるようにすることが前提となります）。

学校長は部活動指導のために超過勤務命令を行うことはできず、教職員は部活動顧問等に「委嘱」、すなわち法的に何の根拠もない、ただの「お願い」にすぎないものによって割り当てられているということに形式上はなっていますが、実際には部活動顧問等を「しない」という選択肢を与えられないまま、部活

動顧問等をする前提で話が進められているわけですから、こうした運用は給特法の主旨に反した大問題であると言わざるを得ません。

部活動顧問等への配置を決めるにあたって、教職員は参考資料として「校内人事希望調書」の提出を求められるのが通常であると思います。その中には部活動についての希望の欄が用意されており、「空欄・斜線は一任とみなします」の文言が入っているような場合が当然のようにあります。これでは「部活動顧問等に就任することを希望しないので校内人事希望調書は提出しない」ということができなくなります。したがって、部活動顧問等への就任の強要でしかありません。ほかには、部活動にあまり関われないことについて学校長に意向を伝えたのにも関わらず、思いを尊重してもらえず、部活動指導に係る膨大な業務をすることを余儀なくされたという声も聞きます。こうした実態を踏まえると、「校内人事希望調書」の中に部活動顧問等をするかどうかの意向を確認する欄を設け、部活動指導をすることを望まない意向を示した教職員には部活動顧問等に配置しないようにすることが必要であると考えます。実際に他の自治体では、部活動指導を希望する教職員だけで、各自ができる範囲の運用をしているという話も聞いたことがあります。それでも部活動顧問等の持ち手がない場合は、自らの責任と判断で部活動を設置した学校長自身が部活動顧問等として部活動に関わっているということです。そのような部活動の運用は三重県でも進めていくべきことなのではないでしょうか。部活動顧問等への就任強要は違法となる可能性が高く、実際には職務命令を行うことは難しいです。したがって、部活動顧問等を「する・しない」の選択権は各教職員にあります。きちんと「する・しない」を選択させるようにすることは絶対的に必要なことであると考えます。

ところで、本来であれば学校を運営するために必要なすべての業務が教職員の勤務時間内に収まっていなければなりません。職員の「自発的勤務」がなければ成り立たない事業は事業として破綻しているからです。部活動指導に係る業務に限ったことではありませんが、勤務時間外に行われる業務が本当に「自発的勤務」であるというのなら、教職員たちは正規の勤務時間外にやらなくても良いようなことをしているということになります。したがって、(休日のまとめ取りのために用意された制度である)「1年単位の変形労働時間制」を適用する行為は、休日をまとめて取得できるようにしたいという個人的な思いのために、現在の勤務終了時間を延ばす必要もないのに延ばして、やらなくても良い業務を行うことを認めるということになります。教職員が勤務時間外に行っている業務が本当に「自発的勤務」であるわけではないのですが、これが「自発的勤務」であると主張されるのであれば、「1年単位の変形労働時間制」の適用は大変恣意的な行為であることになると思います。

「自発的」ではないのに「自発的勤務」であるとか、部活動顧問等への就任は強制なのに「委嘱によるもの」であるとかいった主張は詭弁に過ぎません。法に則った適正な学校運営が行われることを望みます。

議案第45号

専決処分の承認について（令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号））

令和4年2月25日急施を要したため、別紙のとおり令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

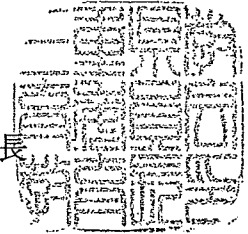


教委第17-1089号

令和4年2月25日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

令和4年2月25日付け総務第07-180号で照会のありました、令和4年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

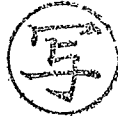
事務担当

三重県教育委員会事務局

教育財務課 予算決算班

TEL 059-224-2943

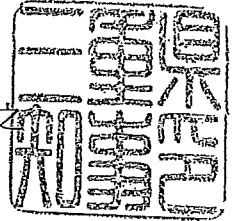
FAX 059-224-2319



総務第 07-180 号
令和 4 年 2 月 25 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 一見 勝之



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和 4 年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 坂野 (PHS 5299)

令和3年度三重県一般会計補正予算(第20号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	23,716,885	▲ 349,682	23,367,203
	小学校費	53,408,415	▲ 244,378	53,164,037
	中学校費	29,552,874	▲ 142,438	29,410,436
	高等学校費	33,447,551	▲ 92,241	33,355,310
	特別支援学校費	13,167,463	▲ 144,578	13,022,885
	社会教育費	463,432	▲ 50,790	412,642
	保健体育費	515,384	2,913	518,297
合計		154,272,004	▲ 1,021,194	153,250,810

歳出補正予算の主な内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
教育総務費				
教職員退職手当	14,036,725	▲ 248,361	13,788,364	退職手当の再算定による減額
高校生等教育費負担軽減事業費	3,658,785	▲ 88,841	3,569,944	高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の実績見込の精査による減額
小学校費				
小学校人件費	52,115,273	▲ 144,036	51,971,237	人件費の再算定による減額
中学校費				
中学校人件費	28,787,630	▲ 89,242	28,698,388	人件費の再算定による減額
高等学校費				
高等学校人件費	26,953,844	▲ 48,879	26,904,965	人件費の再算定による減額
校舎その他建築費	1,400,899	▲ 52,207	1,348,692	入札差金による工事請負費等の減額
特別支援学校費				
特別支援学校人件費	10,335,656	▲ 29,437	10,306,219	人件費の再算定による減額
特別支援学校施設建築費	944,820	▲ 39,393	905,427	入札差金による委託料等の減額
社会教育費				
受託発掘調査事業費	215,059	▲ 50,830	164,229	国等からの受託事業の減少に伴う委託料等の減額
保健体育費				
運動部活動支援事業費	93,215	4,816	98,031	PCR検査を義務付けられた全国大会等に生徒や教職員が参加する場合の検査費用の増額

議案第46号

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案

令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和三年 三重県人事委
三重県教育委

員会規則

員会規則 第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案要綱

1 廃止理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年三重県条例第61号）附則第2項から第4項までに規定する住居手当の経過措置の終了に伴い、関係規則を廃止するものである。

2 施行期日

令和4年4月1日

【参考】経過措置の内容

令和3年3月31日において自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員で、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなるもの等については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、手当額の減額幅が最大2,000円にとどまるよう経過措置を講じる。

報告1

三重県教育委員会における障がい者雇用について

三重県教育委員会における障がい者雇用について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

三重県教育委員会における障がい者雇用について

1 概要

県教育委員会では、令和2年3月に策定した「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者に対する理解促進やサポート体制の整備、障がいのある職員一人ひとりに応じた業務構築など、障がいのある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

2 現状

(1) 障がい者雇用率

令和3年6月1日現在の障がい者雇用率は2.65%です。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
法定雇用率	2.2%	2.4%			2.5%
推進計画目標				2.40%	2.50%
県教委雇用率	1.98%	2.15%	2.29%	2.52%	2.65%

(2) 障がい者定着率

令和2年度の常勤職員の1年経過時点における定着率は教員、小中学校事務ともに100%です。一方、非常勤職員の1年経過時点における定着率は、学校業務支援員等が80.0%、非常勤実習助手が75.0%となっています。

ア 常勤職員

定着率※	実績				推進計画目標	
	R1		R2		R2・R3	
	6か月後	1年後	6か月後	1年後	6か月後	1年後
教員	— [0/0]	— [0/0]	100% [5/5]	100% [5/5]	100%	100%
小中事務	100% [2/2]	100% [2/2]	100% [2/2]	100% [2/2]	100%	100%

イ 非常勤職員

定着率※	実績				推進計画目標	
	R1		R2		R2・R3	
	6か月後	1年後	6か月後	1年後	6か月後	1年後
学校業務支援員等	96.9% [31/32]	87.5% [28/32]	95.0% [19/20]	80.0% [16/20]	100%	100%
非常勤実習助手	88.9% [8/9]	77.8% [7/9]	75.0% [3/4]	75.0% [3/4]	100%	100%

※定着率 = ((採用者数 - 離職者数) ÷ 採用者数) × 100

当該年度中に新たに採用された障がいのある職員のうち、6か月経過時点及び1年経過時点で継続して勤務している職員の割合。なお、離職者数には、ステップアップなど本人の積極的な意向による転職等は含まない。

3 令和4年度以降の目標

推進計画では、令和2～3年度の目標を設定しており、その後は国の動向や県教育委員会の状況をふまえ、新たに目標及び実施期間を設定することとしています。このため、令和4年2月に三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム会議を開催し、令和6年度までを計画期間とする新たな目標を以下のとおり設定しました。

(1) 実雇用率：令和6年6月1日時点 2.70% (R3目標：2.50%)

令和3年の実雇用率(2.65%：全国7位)をふまえ、雇用拡充に向けた取組を引き続き推進し、3年間で0.05ポイントの上昇をめざして設定。

(2) 定着率：各年100% (R3目標：100%)

障がい者が働きやすい職場環境づくりを引き続き推進し、6か月後及び1年後の定着率は、現行目標の100%を維持。(1年後定着率 R2実績 常勤：100%、非常勤：79%)

4 今後の取組

障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員や所属長等の相談や助言を行う「障がい者雇用トータルサポーター」によるサポート体制の整備や、所属長等への研修による理解促進、教員の雇用拡充に向けた広報活動等に取り組み、障がいのある職員がその能力を発揮し、長く活躍できる職場環境づくりを進めます。

三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画

平成 31 年 3 月に策定した「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」を一部見直し、「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」とします。

令和 2 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改定

- 三重県教育委員会は、平成 19 年度以降の障がい者雇用率の算定にあたり、「障がいのある教職員の状況調査」を実施してきました。しかしながら、障がい者手帳そのものを直接確認しなかったことや、これまでの調査方法を正しいと思い込み、疑うことなく実施してきたことなどの危機管理意識の不足、障がい者雇用制度の重要性の認識や関係法令の理解が不十分であったことから、その算定に誤りがあり、法定雇用率を充足していたとしていた平成 26 年度以降も法定雇用率を下回る状況でした。このことは、障がい者の雇用の機会を奪うことになるものでした。
- その後、所属長が職員から手帳の提示を受け確認することや、状況調査の様式に手帳を有する者が手帳の内容に基づき記入することを端的にわかりやすく明記するなど調査方法を見直し、再発防止を徹底してまいりました。
- さらに、障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組むため、「三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム」を設置し、障がい者に対する理解促進や、障がい者一人ひとりに応じた業務、勤務形態、相談体制等の職場定着の取組などについて協議を行い、関係法令や、障がいのある職員の勤務の状況・意見、障がいのある職員が勤務する所属として行っている対応の状況、既に退職した非常勤職員の退職するに至った理由、団体の意見をふまえ、平成 31 年 3 月に「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」（以下、「推進方策」という。）をとりまとめ、令和元年度はこの推進方策に沿って取組を進めてまいりました。
- こうした中、令和元年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、障がいのある職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障がい者活躍推進計画）」を作成することが義務付けられました。
- 三重県教育委員会は、国の障害者活躍推進計画作成指針に即し、採用及び定着等に関する目標の設定などを加えるとともに、これまでの実施状況についての検証結果を踏まえ、推進方策を一部見直し、県教育委員会における障がい者活躍推進計画（以下、「活躍推進計画」という。）とし、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

1 基本的な考え方

本県では、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を平成30年10月1日に施行するなど、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しているところであり、このことをふまえ県教育委員会では、「共生社会の実現」、「障がい者が働きやすい環境整備」を基本的な考え方として障がい者の活躍推進に取り組みます。

(1) 共生社会の実現

障がい者雇用においては、障がい者が働くことを通じて社会参加し、やりがいを持っていきいきと暮らしていくということを基本に据え、関係法令をふまえ、障がい者雇用を的確に推進し、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現につなげていきます。

(2) 障がい者が働きやすい環境整備

管理職をはじめ、職員が共生社会実現の意義、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫することなどにより、すべての職員が障がいの有無にかかわらずその個性と能力を発揮して働き続けられるよう、環境整備を進めます。

募集、採用については、関係法令をふまえ、均等な機会を確保するとともに、対話を通じて障がい者の意向を確認しながら採用後に能力を発揮するために必要な改善を行うなど、合理的配慮を行います。

2 障がい者雇用を推進する体制整備

「障害者雇用推進者」を選任するとともに、活躍推進計画の実施状況の確認や検証を一元的に行う体制を整備します。

【障がい者雇用推進者の選任】

- ・ 県教育委員会副教育長を「障害者雇用推進者」として、障がい者雇用推進の責任者に選任しました。(令和元年9月に選任)

【三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム】

- ・ 従前からの障がい者にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むことに加え、活躍推進計画の実施状況の確認や検証を一元的に行い、必要に応じ活躍推進計画を見直します。
- ・ 障がい者雇用推進チームの構成員は、副教育長、教職員担当次長、教職員課長、県立学校長、小中学校長、障がい者雇用推進監、子ども・福祉部障がい福祉課長、国の機関等、民間企業及び教育機関、障がいのある教職員とします。

3 障がい者雇用を推進するための方策

(1) 障がい者に対する理解

教育委員会や学校において、共生社会実現の意義、障がい者に対する理解の重要性についての認識を深める取組を行います。

【所属長を対象とした研修会の実施】

- ・ 全ての所属長に活躍推進計画を配布し、県教育委員会の基本的な考え方や具体的な取組を共有します。
- ・ 新任管理職研修において、障がいの社会モデルの考え方や障がい者雇用に関する法令、障がい者雇用制度の内容を理解するため、障がい当事者および関係部局の協力を得て、研修を実施します。
- ・ 三重労働局・公共職業安定所（ハローワーク）などの専門機関の協力を得て、障がい種別ごとの特性、基本的な配慮事項などについて、新たに障がいのある職員が配属された所属長やサポーターを対象に年度の早い段階で研修会を実施します。

【職場における理解促進】

- ・ 所属長は、障がいのある職員と定期的に話し合いを行い、障がいの状況や必要な配慮事項を把握します。また、本人の意向もふまえ、職員会議などで他の職員と障がいについての情報を共有します。精神障がいや内部障がいなどは、周囲に分かりにくいという特性に留意します。
- ・ 所属長は、職員会議や校内研修を活用するなど、所属職員の障がい者に対する理解が一層進むよう取り組みます。

【児童生徒や保護者の理解促進】

- ・ 各学校の状況に応じ、児童生徒には授業や総合的な学習の時間、特別活動などを活用し、保護者には保護者会やPTA活動を活用し、障がい者に対する理解促進の取組を進めます。
- ・ 各学校が実施している具体的な取組事例を、プロセスも含めとりまとめ、共有することで各学校において一層理解が進むよう取り組みます。

【各学校の取組の共有】

- ・ 各学校における障がいのある職員に関する情報共有の状況や配慮事項などを共有し、今後の取組に生かします。

【教員志望の学生への取組】

- ・ 教員志望の学生を対象とした説明会に、障がいのある教員を講師に招き、業務内容や職場環境などを分かりやすく伝えます。

(2) 障がいのある職員一人ひとりに応じた業務

障がいのある職員が、その個性と能力を発揮し働くことができるよう、一人ひとりが置かれている状況をふまえた業務内容や業務の進め方、業務分担などを工夫します。

【職場での能力の発揮】

- ・ 障がいのある職員が担当する業務を特定の業務に固定したり限定したりせずに、一人ひとりの適性に応じて能力が発揮できるよう、各職場でコミュニケーションを図り、本人の意思を確認しながら、担当業務の見直し、ICT機器の活用など業務の進め方の工夫、複数職員による協力・対応を行います。
- ・ 精神障がい者は服薬などの配慮が必要な場合があることや、知的障がい者は見通しを持ちやすい仕事が適している場合があることなどさまざまなケースがあることに加え、「得意なことを伸ばす」「成長できる」といった観点もふまえ、本人の状況に応じて業務を工夫します。
- ・ 配属当初には、必要に応じて専門機関のアドバイスも得て取り組みます。

【業務への参画意識】

- ・ 非常勤職員については、児童生徒の学習を支えるチームの一員として、授業準備のサポートや学習プリントの印刷を行うなど、仕事の目的を明確にしてやりがいを感じられるよう業務を構築します。

【各学校の取組の共有】

- ・ 障がいのある職員が置かれている状況に応じて業務分担などを工夫した各学校の取組事例を共有し、今後の取組に生かします。

(3) サポート体制の整備

障がいのある職員が職場に定着し、長く働き続けるため、相談や話がしやすい環境の整備や外部専門機関のアドバイスを受ける取組など、サポート体制を整備します。

【共に働きやすい職場づくり】

- ・ 各所属長は、日常的な意見交換や日々の業務報告、座席配置の工夫など、相談や話しやすい環境を整備し、障がいの有無にかかわらず共に働きやすい職場づくりに取り組みます。

【職場での相談体制】

- ・ 障がいのある職員が担当する業務の実施や他の職員との連携をスムーズにするため、職員をサポートとして位置付け、困ったときに迷わず相談できる体制を整備します。(教育委員会事務局及び5名以上の障がいのある職員が在籍する公立学校には「障害者職業生活相談員」を配置します。)
- ・ サポーターは、非常勤職員の適切な業務量の確保、優先順位の指示、業務変更時のフォローなども担当します。

【非常勤職員への採用当初での説明とアドバイス】

- ・ 障がい者を非常勤職員として採用した場合には、採用当初に、各所属長から業務内容や服務規程、今後の任用などについて説明するとともに、三重労働局・公共職業安定所（ハローワーク）などの協力を得て、業務内容や不安な事項について専門家からアドバイスを受けます。また、必要に応じて三重障害者職業センターから、障がい者雇用に関するノウハウ（マニュアル、事例集等）についての情報提供を受けます。

【相談窓口の設置】

- ・ 県教育委員会に障がい者雇用に関する相談窓口を設置しています。このことについて引き続き周知を行うとともに、障がいのある職員等が相談しやすい体制の整備に取り組みます。
- ・ 県教育委員会に、新たに障がい者雇用トータルサポーターを配置し、障がいのある職員にとって相談しやすい環境を整備するとともに、所属長をはじめとする周囲の職員に対して、障がい者を雇用するにあたっての専門的な助言等を行う体制を整備します。

【意見交換会の実施】

- ・ 障がいのある職員の意見交換会、サポーターや所属長の意見交換会に加え、状況に応じ、障がいのある職員、サポーター、所属長の意見交換会を実施し、各学校での取組や課題を共有し、今後の取組に生かします。

- ・ 障がいのある職員の意見交換会については、必要に応じ障がい種別ごとに行うなど、同じ状況にある職員とのコミュニケーションにより、「働くうえで工夫」や「障がいの状況についての周囲への発信方法」などについて新たな気づき生まれるきっかけとなるよう取り組みます。
- ・ 意見交換会の内容については、参加者のプライバシーに留意しつつ、職員が参考にできるよう各学校に共有します。

【施設等の整備】

- ・ 障がいの状況など、障がい者の置かれている状況をふまえ、エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など施設や設備面での必要な整備を検討します。
- ・ 市町等教育委員会が、国の補助金等を活用し、公立小中学校等のバリアフリー化を促進する際には、必要な助言や情報提供を行います。

(4) 障がいのある職員一人ひとりに応じた働き方

障がいのある職員がその能力を発揮し、継続して働くことができるよう、勤務時間や勤務形態を工夫します。また、障がいの状況に応じ、職場等における介助や通勤への必要な対応について検討します。

【円滑な業務を行うための体調の維持】

- ・ 業務を円滑に進めるための体調が維持できるよう、通院のための業務割振りを工夫するとともに、服薬の時間確保や体調不良時における休息、休暇の取得が行いやすい職場づくりに努めます。

【柔軟な勤務形態の検討】

- ・ 1日の勤務時間の短縮や、1週間の勤務日数の削減、始業時刻の繰上げ・繰下げなど、障がい者が置かれている状況に応じた勤務制度について、検討を進めます。
- ・ 非常勤職員（学校業務支援員）について、障がいの状況や体調等に応じて、本人の申し出に基づき、基本的な勤務形態より短い勤務日数や勤務時間を設定できるようにします。
- ・ ICTなどを活用した在宅での業務など、障がい者が置かれている状況に応じた多様な働き方について、検討を進めます。

【職場等における介助や通勤への必要な対応の検討】

- ・ 障がいのある職員が学校で安心して働くことができるよう、本人の意向を確認しながら、障がいの状況に応じ、職場等における介助や通勤への必要な対応などについて検討を進めます。

4 教員の雇用拡充

教員をめざす障がい者が多数、本県の教員採用試験に応募するよう、広報活動や受験資格の見直し、新たな形態での任用の検討など、教員の雇用拡充に向けた取組を行います。

【広報活動】

- ・ 広報するにあたっては、音声読み上げ機能の活用や、UDフォントの使用など多様な障がい者に対応できるよう取り組みます。
- ・ 障がいのある教員が学校で働いている姿をホームページやリーフレットで紹介します。
- ・ 採用担当者が大学を訪問する際、障がいのある教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝えます。
- ・ 高校生に、障がいのある教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝え、教員をめざすきっかけづくりをします。

【受験資格の見直し】

- ・ 令和元年度実施の教員採用選考から「介助者なしに職務を遂行できる」という項目を削除しました。介助者の必要な採用者には、県教育委員会が介助者を確保するとともに、具体的な介助の方法や職務遂行上の配慮について聴き取りながら対応します。
- ・ 「障がい者を対象とした特別選考」以外に、教職経験者を対象とするなど他の特別選考の申込資格を併せて満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目による受験（一部試験の免除）を可能としました。このことについて引き続き周知を行い、受験者確保に取り組みます。

【特別選考の採用予定数の明示】

- ・ 令和元年度実施の教員採用選考試験から、障がい者を対象とした特別選考の採用予定数を明示し、受験者確保に取り組みます。

【新たな形態での任用】

- ・ フルタイムでの勤務が困難な場合は、非常勤講師等の短時間の勤務形態での任用が行えるよう取り組みます。
- ・ 知識や経験を生かし、学校で働く意欲のある障がい者について、教育職員免許状を有していない場合は、臨時免許状を発行するなど、一定期間教員として任用することを検討します。
- ・ 臨時免許状を発行して任用した教員について、任用期間に応じて免許状取得に必要な単位数を減じることができる制度を活用した免許状取得を促進し、正規採用への受験につなげます。

5 募集・採用の留意事項

募集・採用に当たっては、以下の取扱いに留意して取り組みます。

【留意事項】

以下の取扱いを行いません。

- ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

6 障がい者雇用を推進するための方策の実施状況の確認

障がい者雇用を推進するための方策が各所属で適切に行われるよう、以下の取組により実施状況を確認します。

【各所属からの報告】

- ・ 県教育委員会は、障がいのある職員が新たに配属された所属から、早い段階で勤務の状況を確認します。特に必要な職員には、本人の意向を踏まえ、所属長やサポーターと連携して、担当業務の見直しや、業務の進め方の工夫、体調不良時の休息时间確保など必要な方策を協議し対応します。
- ・ 配属から6か月経過した時点で、所属長からその後の職員の状況や障がい者雇用を推進するための方策にかかる取組状況について文書で報告を受けます。

【取組の検証】

- ・ 県教育委員会は、各所属からの報告や、意見交換会での意見に基づき、障がい者雇用推進チームにおいて検証を行い、次年度以降の取組に生かします。

7 教育委員会における障がい者雇用等に関する目標

(1) 障がい者雇用率の状況

【本県教育委員会における雇用率の推移】（各年6月1日現在）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実雇用率 (法定雇用率)	1.98% (2.2%)	2.15% (2.4%)	2.29% (2.4%)	2.52% (2.4%)	2.65% (2.5%)
障がい者数	214.5人	232.0人	284.5人	310.5人	324.5人
不足人数*	▲23.5人	▲26.0人	▲13.5人	0人	0人

※ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない障がい者の数

(2) 採用に関する目標

【実雇用率】

○ 令和6年6月1日時点 2.70%

(3) 定着率*の状況

	職名	H30		R1		R2	
		6か月後	1年後	6か月後	1年後	6か月後	1年後
常勤	教員	100%	100%	—	—	100%	100%
	小中事務	100%	100%	100%	100%	100%	100%
非常勤	学校業務 支援員等	84.4%	78.1%	96.9%	87.5%	95.0%	80.0%
	実習助手	85.7%	85.7%	88.9%	77.8%	75.0%	75.0%

※ 当該年度中に新たに採用された障がいのある職員のうち6か月経過時点及び1年経過時点で継続して勤務している職員の割合

(4) 定着に関する目標

【定着率】

○ 常勤職員・非常勤職員の6か月経過時点及び1年経過時点の定着率100%
 ※ ステップアップなど本人の積極的な意向による転職等は含まない。

【定着状況の確認】

○ 新たに障がいのある職員が配属された所属から、4月時点及び6か月経過時点の職員の状況を確認し、特に必要な職員には、本人の意向を踏まえ、所属長やサポーターと連携して、担当業務の見直しや、業務の進め方の工夫、体調不良時の休憩時間確保など必要な方策を協議し対応します。

8 その他の取組

障がい者の活躍の場の拡大に向け、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）に基づく物品・役務の調達の拡大に努めます。

【優先調達推進法の取組】

- ・ 「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」等に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

9 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

報告 2

技能教育施設の指定内容の変更について

技能教育施設の指定内容の変更について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

技能教育施設の指定内容の変更について

1 指定希望科目の変更について

技能教育施設の名 称	変更前	変更後	連携高等 学校	指定希望科目に 対する高等学校 の科目
学校法人 古川学園 中部ライ テクビジ ネス専門 学校	ビジネス経済 情報処理 ビジネス情報 プログラミング 栄養 食品 公衆衛生 調理・製菓実習 保育検定 子どもの発達と保育 介護福祉基礎 コミュニケーション技 術	ビジネス基礎 情報処理 ビジネス・コミュニケー ション プログラミング 栄養 食品 公衆衛生 総合調理実習 保育基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技 術	向陽台高 等学校	ビジネス基礎 情報処理 ビジネス・コミュ ニケーション プログラミング 栄養 食品 公衆衛生 総合調理実習 保育基礎 介護福祉基礎 コミュニケーシ ョン技術
学校法人 早稲田大 阪学園 向陽台総 合学院	ビジネス基礎 <指導項目> ・商業の学習ガイダンス ・ビジネスとコミュニケ ーション ・ビジネスと売買取引 ・経済と流通の基礎 ・企業活動の基礎	ビジネス基礎 <指導項目> ・商業の学習とビジネス ・ビジネスに対する心構 え ・経済と流通 ・取引とビジネス計算 ・企業活動 ・身近な地域のビジネス	向陽台高 等学校	ビジネス基礎

※ 学校教育法施行令において、「指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の変更をしようとするとき、施設指定教育委員会に対し、指定の変更を申請しなければならない」と定められています。また、技能教育施設の指定の申請等に関する規則において、「指定の変更を申請しようとする者が教育委員会に提出する事項」の中に、「指定希望科目の内容の概要を記載した書類」とあります。

令和4年度から実施される学習指導要領の改訂によって、科目名は従前と同様であっても、指導項目の内容に変更があるため、申請されました。

2 変更開始年月日

令和4年4月1日

技能教育施設について

根拠法令

○学校教育法

〔教科の一部とみなす場合〕

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

○学校教育法施行令

第四章 技能教育施設の指定

(指定の申請)

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

(内容変更の届出等)

第三十四条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」という。）に届け出なければならない。

2 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

3 施設指定教育委員会は、第一項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があったとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

○技能教育施設の指定の申請等に関する規則

(指定希望科目の申請)

第四条 施行令第三十三条の二の規定による指定希望科目の指定を受けようとする者並びに施行令第三十四条第二項の規定による指定希望科目の指定、指定の変更及び指定の解除を申請しようとする者は、第二条による施設申請と同時にを行う場合を除き、申請書（第二号様式）に、次に掲げる事項を記載して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 指定希望科目の内容の概要を記載した書類

報告 3

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月11日提出

三重県教育委員会事務局
教育政策課長

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

1 経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）が平成30年2月にまとめた提言をふまえ、年度ごとに公立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

令和5年度から令和9年度までの公私比率等については、令和3年3月に部会（学識経験者、企業関係者、県PTA連合会代表、私立学校保護者会代表、市町教育委員会代表、公立中学校長代表、公立中学校教員代表、私立中学校教員代表、私立学校設置者代表、県立高等学校長代表、私立高等学校長代表）を改めて設置し、6回にわたり協議を行ってきました。

2 部会での協議（公私協への提言と報告）の要点

部会では、公私比率に加え、全日制計画進学率、生徒の地域間の移動状況、県立高校の再募集等についても協議を行いました。

（1）公私比率の方向性について（提言）

部会で検討した内容を「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（別添資料）としてまとめました。

〔主な内容〕

令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、今後も中学生の進路保障の観点重視し、県民の理解が得られるよう、以下のように募集定員を策定することが求められる。

- 中学校卒業生数の増減予測をふまえ、中学生の進路状況を検証しながら、生徒のニーズや社会の変化に柔軟に対応できるよう、毎年度公私協の場で協議を行い募集定員総数を策定する。
- 県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、公私双方で生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、中学校卒業生数の減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要がある。
- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実に努める必要がある。

- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。(※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ)
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。(令和4年度の公私比率は、県立：私立＝75.2%：25.1%)

(2) 令和5年度以降の全日制計画進学率について

全日制高校への入学見込み人数の算出に用いる計画進学率は、中学校3年生の12月進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合を、過去5か年平均した値としています。近年、全日制高校への進学希望者の割合が低下傾向にあることなどから、計画進学率と実績進学率との差が以前より大きくなっています。

このことから、令和5年度以降の全日制計画進学率については、中学生の進路希望状況を重視しつつ、実績進学率の推移も考慮することとし、1～3年前の進路希望状況調査の結果と4，5年前の実績進学率の5か年平均値を用いることとします。

ただし、令和5年度から令和7年度までの3年間は、1～4年前の進路希望状況調査の結果と5年前の実績進学率の5か年平均値を用います。

(3) 生徒の地域間の移動状況について

生徒の多くは、希望する学科や学校の特色、通学の利便性等を考慮しながら、地域を越えて学校を選択しており、こうした状況により適切に対応していく観点から、生徒の移動状況をふまえて各地域の入学見込み人数を算出することとします。

(4) 県立高校の再募集について

県立高校では、前期選抜と後期選抜の2回の選抜があり、合格者が入学定員に満たない学校では再募集を行っています。再募集については、中学生の進路選択の機会のひとつとなっていますが、私立高校においては、新年度直前に入学辞退者が出ることによる影響もあります。このことから、令和4年度に開催予定の「入学者選抜制度検討会」に再募集の検討を申し入れることとします。

3 今後の対応

部会から、3月25日に開催される公私協に、「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」を提言として報告します。公私協では、部会の提言を受けて協議し、その結果をふまえ、令和5年度以降の募集定員を策定します。

令和9年度までの募集定員の公私比率等について

令和4年2月16日

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」）は、平成31年度から令和3年度までの募集定員の策定にかかる検証および令和9年度までの公私比率等についての検討を行いました。ここに、そのまとめを、三重県公立高等学校協議会（以下「公私協」）に提言します。

1 経緯

平成31年度以降の募集定員は、部会が平成30年2月に提言としてまとめた「平成33（令和3）年度までの募集定員の公私比率等について」をふまえ、年度ごとに公私協で協議を行い策定してきました。

平成30年2月の提言では、「中学校卒業生数は、平成34（令和4）年3月には一旦、増加に転じますが、平成35（令和5）年3月以降は再び減少傾向が続くことが予測されます。平成34（令和4）年度以降の公私比率等の方向性については、ここに提言として示した公私比率等の方向性をふまえ策定した平成33（令和3）年度までの募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証したうえで、改めて検討する必要があります。」とされていることから、令和3年3月に部会を改めて設置し、令和5年3月から令和9年3月までの中学校卒業生数の減少を見据えた公私比率等のあり方について検討を行いました。

2 令和3年度までの募集定員の策定に係る検証

平成31年度から令和3年度までの検証にあたっては、募集定員と公私比率の推移、全日制高校への進学率や中学生の進路希望と進学実績の状況、県立高校と私立高校の定員の充足状況等を資料として、募集定員や公私比率に関する全国の状況（※1、※2）も参考にしながら協議を行いました。また、令和2年度に高等学校等就学支援金制度が拡充されたことにより、生徒の選択の幅が広がったことや、制度のさらなる充実について意見が出されました。

※1 それぞれの都道府県で公私比率の設定方法や学校規模・配置は違うものの、令和2年度の全国の募集定員の公私比率（学校基本調査より）は64.0%:36.0%であり、三重県（約177万人）を含む人口150万人以上200万人未満の8県（福島、栃木、群馬、岐阜、三重、岡山、熊本、鹿児島）の募集定員を合計した公私比率は70.5%:29.5%である。

※2 令和2年度の募集定員総数に占める公私合わせた総欠員数の割合の全国平均（学校基本調査より）は8.6%であり、三重県は3.4%である。

また、公私協での意見を受け、県内全日制高校入学見込み人数の算定に用いる進学率について、各地域の全日制高校入学者の流出入の状況と募集定員について、県立高校の入学者選抜における再募集についても協議を行いました。

(1) 県全体の状況

①募集定員総数と公私比率の推移【資料1】

平成31年度から令和3年度までの各年度の募集定員総数については、平成31年度は前年度と比較して610人の減となり、県立高校で520人、私立高校で90人を減じました。令和2年度は320人の減を、すべて県立高校で減じました。令和3年度は655人の減となり、県立高校で640人、私立高校で15人を減じました。したがって、募集定員総数はこの3年間で1,585人の減となり、県立高校で1,480人、私立高校で105人を減じました。

公私比率については、平成30年度の77.3:23.1から令和3年度には75.6:25.0となり、3年間で県立高校の比率が1.7ポイント低下し、私立高校の比率が1.9ポイント上昇しました。

②中学校卒業者の進路状況の推移【資料2】

全日制高校への進学率は年々低下しており、平成30年3月卒業者が89.8%であったのに対し、令和3年3月卒業者は88.9%と3年間で0.9ポイント低下しました。このうち、県内の全日制高校への進学率が87.1%から86.5%へと3年間で0.6ポイント低下したのに対し、県外の全日制高校への進学率は、2.5%程度で大きな変化は見られませんでした。また、定時制高校と高等専門学校への進学率は、3年間で大きな変化がなかったのに対し、通信制高校への進学率は年々上昇し、3.5%から4.9%へと3年間で1.4ポイント上昇しました。

このように、通信制高校への進学率の上昇が、全日制高校への進学率の低下に影響を与えています。不登校を経験した生徒や特別な支援を必要とする生徒からのニーズが高まっていることや、全日制高校と同じように毎日通学できる全日型コースの人気が高まっていることが背景として考えられます。通信制高校への進学者のうち、私立高校への進学者が9割を超えており、その約半数が県外に本校がある広域通信制高校への進学者となっています。

③中学生の進路希望状況と進学実績【資料3】

進路希望状況と進学実績をみると、7月から12月にかけて、体験入学や進路説明会等を経て、生徒の進路希望がだんだんと固まっていく様子が見えてきます。令和3年3月卒業者の全日制高校への進学希望者は12月時点で90.0%でしたが、進学実績は88.9%で1.1ポイント低下しています。その内訳を見ると、県内県立高校へは、12月時点で70.8%の生徒が希望しており、進学実績は65.5%で5.3

ポイント低下しています。県内私立高校へは、12月時点で16.8%の生徒が希望しており、進学実績は21.0%で4.2ポイント上昇しています。同様に12月時点と進学実績とを比較すると、高等専門学校については0.2ポイント低下していますが、定時制高校では0.4ポイント、通信制高校では0.9ポイント上昇しています。このことから、全日制高校や高等専門学校への進学を希望していた生徒の一部が、受験までの段階で希望が変わったり、受験を経て定時制高校や通信制高校へと進学したりしている状況が分かります。

全日制高校入学見込み人数の算出に用いる計画進学率については、12月の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合を過去5年平均した値を使用しています。近年、全日制高校への進学希望者の割合が低下傾向にあることなどから、計画進学率と実績進学率との差が大きくなっています。

【表1】は公私比率の計画値（公私の募集定員の比率）と実績値（公私の入学者数の比率）の推移を表しています。募集定員総数は、県立高校と私立高校が互いに切磋琢磨して特色化・魅力化が図られるよう、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。この重なり部分の入学者については、平成31年度以前は県立高校へ入学する傾向にありましたが、令和2年度と令和3年度は公私双方に入学しています。

【表1】公私比率の計画値と実績値の推移

入学年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
公私比率【計画値】 (重なり)	77.3 : 23.1 (0.4)	77.0 : 23.5 (0.5)	76.8 : 24.0 (0.8)	75.6 : 25.0 (0.6)
公私比率【実績値】 (計画値との差)	77.9 : 22.1 (0.6 : ▲1.0)	77.8 : 22.2 (0.8 : ▲1.3)	76.5 : 23.5 (▲0.3 : ▲0.5)	75.3 : 24.7 (▲0.3 : ▲0.3)

※公私比率（計画値）の合計が100を上回るのは、県内全日制入学見込人数に対して、県立高校と私立高校の募集定員に重なりを設けているためである。

なお、県内県立高校への進学者の中には、再募集を受検して入学する生徒がいます。再募集については、生徒にとって進路選択の機会の1つとなっている一方で、新年度直前に入学辞退者が出ることによる私立高校への影響が指摘されています。

(2) 地域ごとの状況

【資料4】 募集定員と公私比率の推移（地域別）

【資料5】 部会提言における各地域の公私比率の方向性と推移

【資料6】 県内全日制高校への進学者数と進学率の推移（地域別）

【資料7】 全日制高校進学者の地域間の移動状況

【資料8】 全日制高校入学者・欠員・充足率の推移（地域別）

① 桑名・四日市地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で440人減、私立高校で6人減となりました。公私比率は、県立高校の比率が1.8ポイント低下、私立高校の比率が1.8ポイント上昇して76.7:23.3となり、提言で示された「県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高く」という方向性に沿った状況となりました。

この地域には県立高校が16校、私立高校が4校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。この地域の中学校卒業生の県内全日制高校への進学率は86.1%から85.6%へと0.5ポイント低下する一方で、通信制高校への進学率は上昇しました。

令和3年3月卒業生の全日制高校進学者の地域間の移動状況を見ると、この地域の中学校からの全日制高校進学者のうち、89.8%が地域内、10.2%が地域外の全日制高校に進学しています。地域外の主な内訳は、鈴鹿・津地域へ5.9%、愛知県など県外へ3.6%となっています。この地域では、他地域への流出者より他地域からの流入者のほうが多く、地域間流出入率（注1）は103.8%でした。

欠員の状況を見ると、県立高校では令和2年度まではほぼ定員を充足していたものの、令和3年度に88名の欠員が生じました。また、私立高校では平成31年度と令和2年度には4校合わせて200人程度の欠員が生じていましたが、令和3年度の欠員は39人となりました。

（注1） 地域内の全日制高校への入学者（県外および県内他地域からの入学者も含む）を地域内中学校から全日制高校への進学者数（県外および県内他地域への進学者も含む）で割った値を表す。

② 鈴鹿・津地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で375人減、私立高校で39人減となりました。公私比率は、県立が1.6ポイント低下、私立が1.6ポイント上昇して73.1:26.9となり、提言に示された「県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高く」という方向性に沿った状況となりました。

この地域には県立高校が14校、私立高校が3校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。県内全日制高校への進学率は、年度によってやや高くなったり低くなったりするものの、86.7%から86.9%へと0.2ポイント上昇

しました。地域間の移動状況を見ると、80.3%が地域内、19.7%が地域外に進学しています。地域外の主な内訳は、桑名・四日市地域へ12.2%、松阪地域へ3.6%となっています。この地域では流入者よりも流出者の方が多く、地域間流出率は97.9%でした。

欠員の状況を見ると、毎年公私合わせて120人程度の欠員が生じており、平成30年度と平成31年度はほぼ私立高校で欠員が生じていましたが、令和2年度と令和3年度は公私でおおよそ同数の欠員を生じています。

③松阪地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で160人減、私立高校で10人減となりました。公私比率は、県立が2.8ポイント低下、私立が2.8ポイント上昇して65.4:34.6となり、提言に示された「県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように」という方向性とは異なる状況となりました。

この地域には県立高校が6校、私立高校が1校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。県内の全日制高校への進学率は90.5%から88.7%と1.8ポイント低下する一方で、県外の全日制高校や通信制高校への進学率が増加しています。地域間の移動状況を見ると、63.8%が地域内、36.2%が地域外に進学しています。地域外の主な内訳は、鈴鹿・津地域へ17.9%、伊勢地域へ16.1%となっています。この地域は流入・流出とも大きい地域となっていますが、全体としては流入者よりも流出者の方が多く、地域間流出率は93.9%でした。

欠員の状況を見ると、県立高校では令和2年度の79人を除くと、毎年20人程度の欠員が生じている一方で、私立高校へは募集定員を超過して入学している状況があります。

④伊勢地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で240人減、私立高校で35人減となりました。公私比率は県立が2.2ポイント低下、私立が2.2ポイント上昇して70.5:29.5となり、提言で示された「県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように」という方向性と異なる状況となりました。

この地域には県立高校が9校、私立高校が2校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。県内全日制高校への進学率は89.7%から89.4%と0.3ポイント低下し、県外の全日制高校や通信制高校への進学者が増加しました。地域間の移動状況を見ると、84.7%が地域内、15.3%が地域外の全日制高校に進学しており、地域外の主な内訳は松阪地域へ11.7%となっています。この地域は流出者よりも流入者の方が多く、地域間流出率は106.5%でした。

欠員の状況を見ると、県立高校で毎年100人前後の欠員が生じている一方で、私立高校へは毎年募集定員を超過して入学している状況があります。

⑤伊賀地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で120人減、私立高校で15人減となりました。その結果、公私比率は87.0:13.0と県立で0.2ポイント低下、私立で0.2ポイント上昇し、提言で示された「県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように」という方向性に沿った状況となりました。

この地域には、県立高校が5校、私立高校が1校ありますが、私立高校への進学者のほとんどは系列中学校からの内部進学者であり、全日制高校における多様な選択肢の保障には、県立高校が大きな役割を果たしています。県内全日制高校への進学率は84.1%から82.1%と2.0ポイント低下しており、通信制高校への進学者が増加しています。地域間の移動状況を見ると、80.5%が地域内、19.5%が地域外に進学しています。地域外の内訳は、鈴鹿・津地域へ9.8%、関西圏などの県外へ5.6%となっています。この地域への流入者は少なく、地域間流入率は87.0%でした。

欠員の状況を見ると、私立高校で毎年欠員を生じている一方で、県立高校は毎年ほぼ定員を充足しています。

⑥尾鷲・熊野地域

この地域には私立高校がないことから、平成31年度から令和3年度までの募集定員145人の減をすべて県立高校で減じました。

この地域には県立高校が3校あり、普通科に加えて専門学科や総合学科を設置することなどにより、全日制高校における多様な選択肢を保障しています。県内全日制高校への進学率は87.4%から85.7%と1.7ポイント低下し、通信制高校への進学者が増加しています。地域間の移動状況を見ると、81.3%が地域内、18.7%が地域外に進学しています。地域外の内訳は、和歌山県などの県外へ7.3%、松阪地域へ6.3%となっています。この地域への流入者はほとんどなく、地域間流出率は82.8%でした。

欠員数については、平成30年度には100人を超えていましたが、平成31年度と令和2年度は70人台、令和3年度は20人となっています。

3 令和9年度までの公私比率等について

中学校卒業生数は、令和4年3月には前年度から一旦増加するものの、令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、約1,000人減少することが見込まれます。また、令和10年3月以降は、さらに急激な減少が予測されています。このような中であっても、本県の高等学校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、県立高校と私立高校が切磋琢磨して取り組むことが大切です。

今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下に示すように募集定員を策定することが求められます。

(参考)【資料9】中学校卒業生数の推移と予測

(1) 毎年度の募集定員総数の策定

県内全日制高校への進学率は、通信制高校への進学率の高まり等により低下傾向にあり、定時制高校、高等専門学校や県外全日制高校への進学については、大きな変化はないものの年度によって異なる状況がありました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、今後も予測できない環境の変化により中学校卒業生の進路状況に影響を与えることも考えられます。

これらのことから、今後の募集定員総数についても、できる限り正確な中学校卒業生数の増減予測をふまえて、中学生の進路状況を検証しながら、生徒のニーズや社会の変化に柔軟に対応できるよう、毎年度公私協の場で協議を行い策定する必要があります。

近年、全日制高校への進学希望者の割合が年々減少していることなどから、計画進学率と実績進学率との差が大きくなり、募集定員総数の充足率は以前より低くなっています。募集定員総数の策定にあたっては、生徒一人ひとりの希望や適性に合った進路を保障することを基本としつつ、中学生の進路選択が多様化している状況にも適切に対応していく必要があります。

(2) 全日制高校の特色化と魅力化について

近年、通信制高校への進学希望者が増え、全日制高校への進学率は年々低下しています。当初は全日制高校への進学を希望していたものの、受験までの段階や受験を経ていく中で、最終的に通信制高校等へ進路変更をした生徒も一定数ありました。また、定員が充足していない中、隣接県の高校への進学者が比較的多い地域もあります。

これらのことから、中学生が高校を選択する際に重視する特色や魅力をふまえ、全日制高校は集団の中で多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨できる教育活動を強みとしながら、県立高校は活性化計画に基づき、私立高校は建学の精神に基づいて、公私双方がより一層の特色化・魅力化を図るとともに、これまで以上に多様な生徒を受け入れるよう努め、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていく必要があります。

(3) 公私比率等のあり方と方向性について

県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、公私双方で生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、中学校卒業者数の減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要があります。

県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしています。私立高校は、生徒急増期に中学生の進路保障に大きな役割を果たした経緯があり、設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開しています。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、中学校卒業者数の減少の中にあっても、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要があります。

中学校卒業者数は、令和9年度までの5年間に県全体で約1,000人減少することが見込まれますが、それぞれの地域における中学校卒業者数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などは異なります。これらを勘案すると、各地域の公私比率については、地域間の生徒の移動はあるものの、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、令和9年度には現在と比較して県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、県立高校と私立高校の比率が現在と大きく変わらないように策定されることが適切です。(※尾鷲・熊野地域は私立高校がないため県立高校のみで生徒減に対応)。その結果、県全体の公私比率については、県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなり、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることを見込まれます。

募集定員総数が策定された後は、地域ごとの進学率や地域間の移動状況を考慮した全日制高校入学見込み人数の増減を基本に、各地域における中学生の進路状況、学科の配置や欠員等を勘案し、県立高校と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を策定することが求められます。

4 令和10年度以降の公私比率等について

令和10年3月以降の中学校卒業者数は、令和4年3月から令和9年3月までと比べて急激な減少が続くことが予測されます。令和10年度以降の公私比率等の方向性については、ここに提言として示した公私比率等の方向性をふまえて策定した令和9年度までの募集定員や中学生の進路希望と進路状況、各地域において高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証を行ったうえで、改めて検討する必要があります。

募集定員と公私比率の推移(県全体)

資料 1

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
中学校卒業見込者数 (人)	17,459	16,823	16,489	15,781
計画進学率 (%)	92.0	91.8	91.5	91.0
流出入率 (%)	98.6	98.5	98.4	99.1☆
県内全日制高校入学見込者数 (人)	15,837	15,212	14,846	14,232
県立 (人)	12,240	11,720	11,400	10,760
前年度比	—	▲ 520	▲ 320	▲ 640
平成30年度比	—	▲ 520	▲ 840	▲ 1,480
私立 (人)	3,660	3,570	3,570	3,555
前年度比	—	▲ 90	±0	▲ 15
平成30年度比	—	▲ 90	▲ 90	▲ 105
計 (人)	15,900	15,290	14,970	14,315
前年度比	—	▲ 610	▲ 320	▲ 655
平成30年度比	—	▲ 610	▲ 930	▲ 1,585
公私比率 (%) 県立：私立	77.3：23.1	77.0：23.5	76.8：24.0	75.6：25.0
募集定員の公立・私立の重なり (人)	63	78	124	83
重なり (%)	0.4	0.5	0.8	0.6

※愛農学園・青山の私立2校の募集定員を除く

※計画進学率：中学3年生の全日制高校への進路希望調査(12月)の過去5年間の平均値

※流出入率：県外中学生の県内高校進学と、県内中学生の県外高校進学の流出入の割合の過去5年間の平均値(平成30年度以前は3年の平均値)

☆令和3年度の算定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的事情、生活の安全確保、移動制限による不便さなどで県内から他県への進学者数が減少する場合に備え、県内での進学先を保障できるよう、過去10年間で県外全日制高校への進学者が最小(336人)であった平成22年3月卒業者の流出入率99.1%を用いることとした。従来の算出によると98.4となる。

中学校卒業者の進路状況の推移

卒業年度	中学校 卒業者	全日制高校進学者					計	定時制 高校 進学者	高等専門 学校 進学者	特別支援 高等部 進学者	就職 ・ その他
		県内		県外		計					
		県立	私立	公立	公私立						
平成29年度	17,458	11,875 68.0%	3,328 19.1%	15,203 87.1%	477 2.7%	15,680 89.8%	613 3.5%	355 2.0%	419 2.4%	166 1.0%	225 1.3%
平成30年度	16,811	11,436 68.0%	3,191 19.0%	14,627 87.0%	431 2.6%	15,058 89.6%	681 4.1%	351 2.1%	385 2.3%	154 0.9%	182 1.1%
令和元年度	16,489	10,943 66.4%	3,327 20.2%	14,270 86.5%	433 2.6%	14,703 89.2%	714 4.3%	343 2.1%	360 2.2%	164 1.0%	205 1.2%
令和2年度	15,777	10,327 65.5%	3,314 21.0%	13,641 86.5%	381 2.4%	14,022 88.9%	770 4.9%	337 2.1%	355 2.3%	142 0.9%	151 1.0%

中学生の進路希望状況と進学実績（全日制・定時制・通信制・高等専門学校）

卒業年月		進路希望状況				進学実績		12月との差	
		7月		12月					
平成30.3		16,230	93.1%	15,828	90.7%	15,680	89.8%	▲ 0.9	
	全日制 高校	県内県立	14,435	82.8%	13,033	74.7%	11,875	68.0%	▲ 6.7
		県内私立	1,505	8.6%	2,348	13.5%	3,328	19.1%	5.6
		県外	290	1.7%	447	2.6%	477	2.7%	0.1
	定時制高校	184	1.1%	309	1.8%	355	2.0%	0.2	
	通信制高校	193	1.1%	438	2.5%	613	3.5%	1.0	
	高等専門学校	343	2.0%	517	3.0%	419	2.4%	▲ 0.6	
	中学校卒業生数	17,441		17,442		17,458			
平成31.3		15,576	92.7%	15,206	90.5%	15,058	89.6%	▲ 0.9	
	全日制 高校	県内県立	13,726	81.7%	12,451	74.1%	11,436	68.0%	▲ 6.1
		県内私立	1,526	9.1%	2,360	14.1%	3,191	19.0%	4.9
		県外	324	1.9%	395	2.4%	431	2.6%	0.2
	定時制高校	206	1.2%	303	1.8%	351	2.1%	0.3	
	通信制高校	210	1.3%	461	2.7%	681	4.1%	1.4	
	高等専門学校	401	2.4%	491	2.9%	385	2.3%	▲ 0.6	
	中学校卒業生数	16,795		16,793		16,811			
令和2.3		15,097	91.6%	14,828	90.0%	14,703	89.2%	▲ 0.8	
	全日制 高校	県内県立	13,210	80.2%	11,781	71.5%	10,943	66.4%	▲ 5.1
		県内私立	1,589	9.6%	2,631	16.0%	3,327	20.2%	4.2
		県外	298	1.8%	416	2.5%	433	2.6%	0.1
	定時制高校	223	1.4%	301	1.8%	343	2.1%	0.3	
	通信制高校	269	1.6%	535	3.2%	714	4.3%	1.1	
	高等専門学校	418	2.5%	482	2.9%	360	2.2%	▲ 0.7	
	中学校卒業生数	16,477		16,481		16,489			
令和3.3		14,397	91.3%	14,189	90.0%	14,022	88.9%	▲ 1.1	
	全日制 高校	県内県立	12,430	78.8%	11,163	70.8%	10,327	65.5%	▲ 5.3
		県内私立	1,645	10.4%	2,651	16.8%	3,314	21.0%	4.2
		県外	322	2.0%	375	2.4%	381	2.4%	0.0
	定時制高校	164	1.0%	265	1.7%	337	2.1%	0.4	
	通信制高校	274	1.7%	636	4.0%	770	4.9%	0.9	
	高等専門学校	376	2.4%	398	2.5%	355	2.3%	▲ 0.2	
	中学校卒業生数	15,775		15,767		15,777			

割合はその時点の中学校卒業（見込み）者数に対する割合を表す。

募集定員と公私比率の推移（地域別）

資料4

	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		平成30年度からの増減	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
桑名 四日市	16	4	16	4	16	4	16	4	0	0
学校数(校)										
募集定員(人)	4,320	1,186	4,160	1,180	4,080	1,180	3,880	1,180	▲ 440	▲ 6
公私比率(%)	78.5	21.5	77.9	22.1	77.6	22.4	76.7	23.3	▲ 1.8	1.8
鈴鹿 津	14	3	14	3	14	3	14	3	0	0
学校数(校)										
募集定員(人)	3,520	1,194	3,400	1,160	3,360	1,160	3,145	1,155	▲ 375	▲ 39
公私比率(%)	74.7	25.3	74.6	25.4	74.3	25.7	73.1	26.9	▲ 1.6	1.6
松阪	6	1	6	1	6	1	6	1	0	0
学校数(校)										
募集定員(人)	1,160	540	1,120	530	1,080	530	1,000	530	▲ 160	▲ 10
公私比率(%)	68.2	31.8	67.9	32.1	67.1	32.9	65.4	34.6	▲ 2.8	2.8
伊勢	9	2	9	2	9	2	9	2	0	0
学校数(校)										
募集定員(人)	1,520	570	1,440	540	1,360	540	1,280	535	▲ 240	▲ 35
公私比率(%)	72.7	27.3	72.7	27.3	71.6	28.4	70.5	29.5	▲ 2.2	2.2
伊賀	5	1	5	1	5	1	5	1	0	0
学校数(校)										
募集定員(人)	1,160	170	1,120	160	1,080	160	1,040	155	▲ 120	▲ 15
公私比率(%)	87.2	12.8	87.5	12.5	87.1	12.9	87.0	13.0	▲ 0.2	0.2
尾鷲 熊野	3		3		3		3		0.0	
学校数(校)										
募集定員(人)	560		480		440		415		▲ 145	
公私比率(%)	100.0		100.0		100.0		100.0		0.0	
県全体	53	11	53	11	53	11	53	11	0	0
学校数(校)										
募集定員(人)	12,240	3,660	11,720	3,570	11,400	3,570	10,760	3,555	▲ 1,480	▲ 105
公私比率(%)	77.3	23.1	77.0	23.5	76.8	24.0	75.6	25.0	▲ 1.7	1.9

※愛農学園・青山の私立2校の募集定員を除く

部会提言(平成30年2月)における各地域の公私比率の方向性と推移

資料5

	中長期的な方向性	公私比率の推移					
		平成30年度		令和3年度		平成30年度からの増減	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	県立高校の比率がやや低く 私立高校の比率がやや高く	78.5	21.5	76.7	23.3	▲ 1.8	1.8
鈴鹿 津	県立高校の比率がやや低く 私立高校の比率がやや高く	74.7	25.3	73.1	26.9	▲ 1.6	1.6
松阪	公私の比率が大きく変わらないよう	68.2	31.8	65.4	34.6	▲ 2.8	2.8
伊勢	公私の比率が大きく変わらないよう	72.7	27.3	70.5	29.5	▲ 2.2	2.2
伊賀	公私の比率が大きく変わらないよう	87.2	12.8	87.0	13.0	▲ 0.2	0.2
尾鷲 熊野	県立高校で増減に対応	100.0		100.0		0.0	0.0

県全体		77.3	23.1	75.6	25.0	▲ 1.7	1.9
-----	--	------	------	------	------	-------	-----

県内全日制高校への進学者数と進学率の推移(地域別)

	卒業年度	中学校 卒業者 (A)	県内全日制進学者			計 (B)	県内全日制 進学率 (B/A)
			県内 県立	県内 私立			
				県内 県立	県内 私立		
桑名・四日市	平成29年度	5,865	3,986	1,061	5,047	86.1%	
	平成30年度	5,685	3,861	975	4,836	85.1%	
	令和元年度	5,564	3,757	977	4,734	85.1%	
	令和2年度	5,359	3,495	1,092	4,587	85.6%	
鈴鹿・津	平成29年度	5,237	3,477	1,063	4,540	86.7%	
	平成30年度	5,072	3,356	1,056	4,412	87.0%	
	令和元年度	5,102	3,296	1,117	4,413	86.5%	
	令和2年度	4,845	3,105	1,103	4,208	86.9%	
松阪	平成29年度	2,003	1,248	564	1,812	90.5%	
	平成30年度	1,931	1,206	522	1,728	89.5%	
	令和元年度	1,924	1,109	598	1,707	88.7%	
	令和2年度	1,801	1,064	533	1,597	88.7%	
伊勢	平成29年度	2,192	1,471	496	1,967	89.7%	
	平成30年度	2,079	1,390	491	1,881	90.5%	
	令和元年度	1,966	1,255	510	1,765	89.8%	
	令和2年度	1,827	1,162	472	1,634	89.4%	
伊賀	平成29年度	1,549	1,182	120	1,302	84.1%	
	平成30年度	1,503	1,177	112	1,289	85.8%	
	令和元年度	1,449	1,127	105	1,232	85.0%	
	令和2年度	1,429	1,080	93	1,173	82.1%	
尾鷲・熊野	平成29年度	612	511	24	535	87.4%	
	平成30年度	541	446	35	481	88.9%	
	令和元年度	484	399	20	419	86.6%	
	令和2年度	516	421	21	442	85.7%	
県全体	平成29年度	17,458	11,875	3,328	15,203	87.1%	
	平成30年度	16,811	11,436	3,191	14,627	87.0%	
	令和元年度	16,489	10,943	3,327	14,270	86.5%	
	令和2年度	15,777	10,327	3,314	13,641	86.5%	

全日制高校進学者の地域間の移動状況(令和3年3月卒業生)

<表1> その地域の高校への地域から入学しているか

中学生がどの地域の高校へ入学したか

高校所在地	出身中学校所在地							入学者数 ①	うち流入者数	地域間 流出入率 ①/②
	桑名・四日市	鈴鹿・津	伊賀	松阪	伊勢	尾鷲・熊野	県外等			
桑名・四日市	4,272	521	12	11	12	8	100	4,936	664	103.8%
鈴鹿・津	281	3,428	122	289	22	9	26	4,177	749	97.9%
伊賀	2	49	1,000	3	0	0	27	1,081	81	87.0%
松阪	18	153	34	1,032	194	30	58	1,519	487	93.9%
伊勢	14	57	5	260	1,405	7	19	1,767	362	106.5%
尾鷲・熊野	0	0	0	2	1	388	4	395	7	82.8%
県内へ進学	4,587	4,208	1,173	1,597	1,634	442	234	13,875	2,350	
県外へ進学	170	60	70	21	25	35		381		
全日制進学者計②	4,757	4,268	1,243	1,618	1,659	477		14,022		
②のうち地域外への流出者数	485	840	243	586	254	89		2,497		
全日制以外	602	577	186	183	168	39				
卒業生数	5,359	4,845	1,429	1,801	1,827	516				

※「県外等」には特別支援学校中等部、過年度卒業生を含む

<表2> 表1を割合にしたもの(全日制高校進学者の進学先地域の割合)

高校所在地	出身中学校所在地					
	桑名・四日市	鈴鹿・津	伊賀	松阪	伊勢	尾鷲・熊野
桑名・四日市	89.8%	12.2%	1.0%	0.7%	0.7%	1.7%
鈴鹿・津	5.9%	80.3%	9.8%	17.9%	1.3%	1.9%
伊賀	0.0%	1.1%	80.5%	0.2%	0.0%	0.0%
松阪	0.4%	3.6%	2.7%	63.8%	11.7%	6.3%
伊勢	0.3%	1.3%	0.4%	16.1%	84.7%	1.5%
尾鷲・熊野	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	81.3%
県内へ進学	96.4%	98.6%	94.4%	98.7%	98.5%	92.7%
県外へ進学	3.6%	1.4%	5.6%	1.3%	1.5%	7.3%
地域外への流出者数	10.2%	19.7%	19.5%	36.2%	15.3%	18.7%

全日制高校入学者・欠員・充足率の推移(地域別)

資料8

地域		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	学校数(校)	16	4	16	4	16	4	16	4
	募集定員(人)	4,320	1,186	4,160	1,180	4,080	1,180	3,880	1,180
	入学者数(人)	4,315	1,040	4,155	978	4,078	981	3,795	1,141
	欠員(人)	6	146	6	202	2	199	88	39
	充足率(%)	99.9	87.7	99.9	82.9	100.0	83.1	97.8	96.7
鈴鹿 津	学校数(校)	14	3	14	3	14	3	14	3
	募集定員(人)	3,520	1,194	3,400	1,160	3,360	1,160	3,145	1,155
	入学者数(人)	3,509	1,081	3,390	1,051	3,301	1,100	3,091	1,086
	欠員(人)	16	113	10	109	63	60	58	69
	充足率(%)	99.7	90.5	99.7	90.6	98.2	94.8	98.3	94.0
松阪	学校数(校)	6	1	6	1	6	1	6	1
	募集定員(人)	1,160	540	1,120	530	1,080	530	1,000	530
	入学者数(人)	1,136	568	1,103	591	1,001	624	971	548
	欠員(人)	24	▲ 28	17	▲ 61	79	▲ 94	29	▲ 18
	充足率(%)	97.9	105.2	98.5	111.5	92.7	117.7	97.1	103.4
伊勢	学校数(校)	9	2	9	2	9	2	9	2
	募集定員(人)	1,520	570	1,440	540	1,360	540	1,280	535
	入学者数(人)	1,430	621	1,354	579	1,268	623	1,161	606
	欠員(人)	91	▲ 51	86	▲ 39	92	▲ 83	120	▲ 71
	充足率(%)	94.1	108.9	94.0	107.2	93.2	115.4	90.7	113.3
伊賀	学校数(校)	5	1	5	1	5	1	5	1
	募集定員(人)	1,160	170	1,120	160	1,080	160	1,040	155
	入学者数(人)	1,122	84	1,119	87	1,047	73	1,030	51
	欠員(人)	38	86	1	73	33	87	10	104
	充足率(%)	96.7	49.4	99.9	54.4	96.9	45.6	99.0	32.9
尾鷲 熊野	学校数(校)	3	/	3	/	3	/	3	/
	募集定員(人)	560	/	480	/	440	/	415	/
	入学者数(人)	456	/	408	/	366	/	395	/
	欠員(人)	104	/	72	/	74	/	20	/
	充足率(%)	81.4	/	85.0	/	83.2	/	95.2	/
県全体	学校数(校)	53	11	53	11	53	11	53	11
	募集定員(人)	12,240	3,660	11,720	3,570	11,400	3,570	10,760	3,555
	入学者数(人)	11,968	3,394	11,529	3,286	11,061	3,401	10,443	3,432
	欠員(人)	279	266	192	284	343	169	325	123
	充足率(%)	97.8	92.7	98.4	92.0	97.0	95.3	97.1	96.5

※愛農学園・青山の私立2校の募集定員を除く

※県外からの入学者、過年度卒を含む

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

資料9①

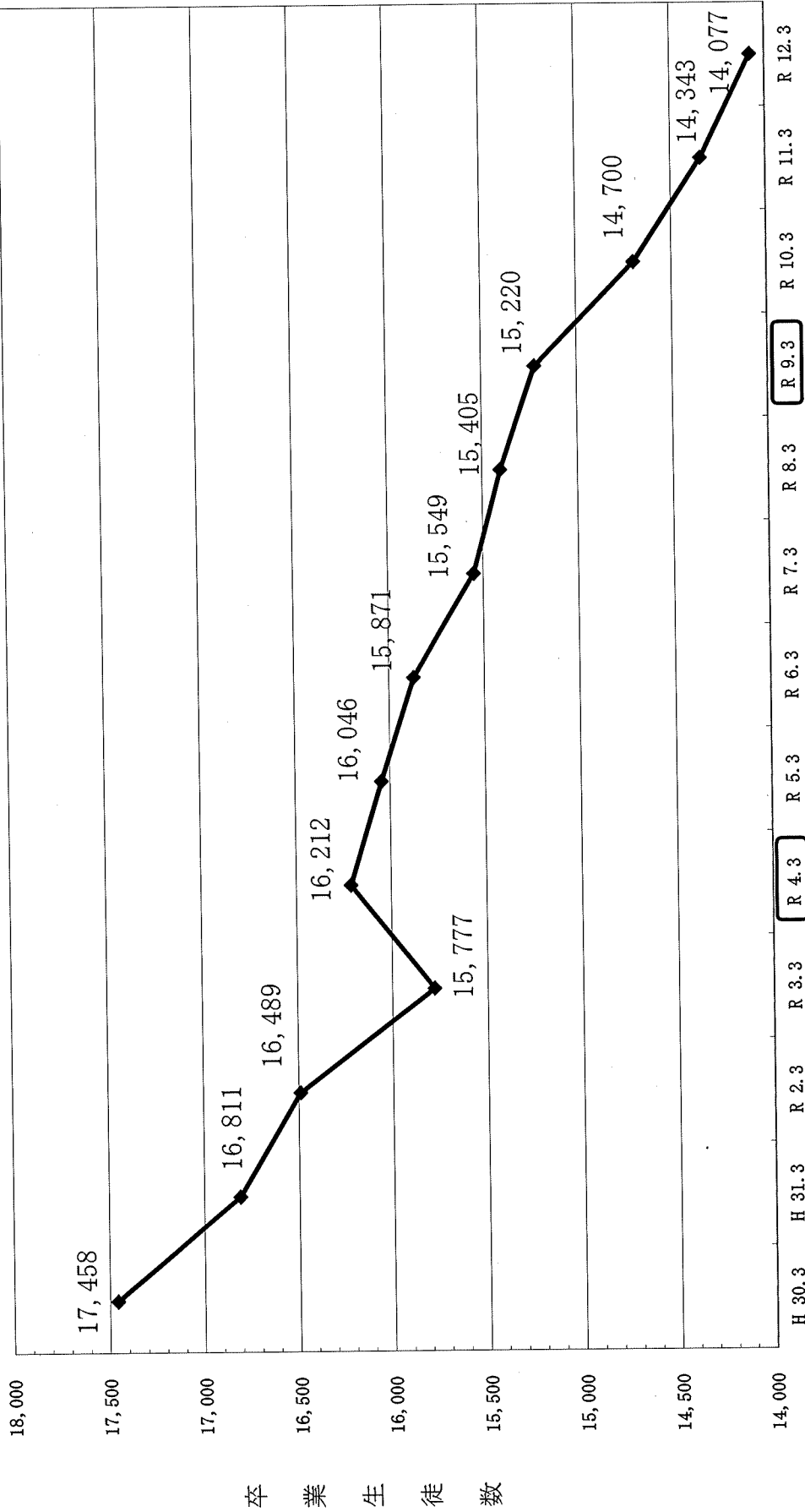
令和3年5月1日 教育政策課調べ

桑名	H 30.3 卒業		H 31.3 卒業		R 2.3 卒業		R 3.3 卒業		R 4.3 現中3		R 5.3 現中2		R 6.3 現中1		R 7.3 現小6		R 8.3 現小5		R 9.3 現小4		R 10.3 現小3		R 11.3 現小2		R 12.3 現小1		
	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数
桑名	2,021		2,048	27	1,986	-62	1,941	-45	1,968	27	1,983	15	1,951	-32	1,979	28	1,918	-61	1,920	2	1,868	-52	1,844	-24	1,808	-36	
		R3.3対比																									
	3,844		3,637	3,578	3,418	3,636	3,442	3,433	3,418	3,442	3,442	3,442	3,433	3,433	3,418	3,418	3,503	3,503	3,373	3,373	3,335	3,248	3,248	3,110	3,110		
四日市			-207	-59	-160	218	-194	-9	218	24	24	15	15	15	0	85	85	-45	-45	-130	-38	-87	-170	-308			
		R3.3対比																									
	5,865		5,685	5,564	5,359	5,604	5,425	5,384	5,604	5,425	5,425	5,384	5,384	5,384	5,397	5,421	5,421	5,293	5,293	5,203	5,092	5,092	4,918	4,918			
小計			-180	-121	-205	245	66	25	245	66	66	25	25	25	38	62	62	-66	-66	-128	-90	-111	-174	-441			
		R3.3対比																									
	2,553		2,458	2,416	2,259	2,413	2,219	2,427	2,413	2,219	2,219	2,427	2,427	2,427	2,253	2,221	2,221	2,207	2,207	2,071	2,103	2,103	2,087	2,087			
鈴鹿			-95	-42	-157	154	-40	168	154	-40	168	168	168	168	-6	-38	-38	-14	-14	-188	-156	-156	-172	-172			
		R3.3対比																									
	2,684		2,614	2,686	2,586	2,516	2,666	2,615	2,496	2,666	2,666	2,615	2,615	2,615	2,496	2,503	2,503	2,443	2,443	2,399	2,360	2,360	2,314	2,314			
津			-70	72	-100	-70	80	29	-70	80	80	29	29	29	-90	-83	-83	-143	-143	-187	-226	-226	-272	-272			
		R3.3対比																									
	1,549		1,503	1,449	1,429	1,440	1,398	1,385	1,440	1,398	1,398	1,385	1,385	1,385	1,356	1,315	1,315	1,332	1,332	1,285	1,237	1,237	1,192	1,192			
伊賀			-46	-54	-20	11	-42	-13	11	-42	-13	-13	-13	-13	-29	-41	-41	17	17	-47	-48	-48	-45	-45			
		R3.3対比																									
	6,786		6,575	6,551	6,274	6,369	6,283	6,427	6,369	6,283	6,283	6,427	6,427	6,427	6,105	6,039	6,039	5,982	5,982	5,755	5,700	5,700	5,593	5,593			
小計			-211	-24	-277	95	-86	144	95	-86	144	144	144	144	-322	-66	-66	-57	-57	-227	-55	-55	-107	-107			
		R3.3対比																									
	2,003		1,931	1,924	1,801	1,842	1,931	1,847	1,842	1,931	1,931	1,847	1,847	1,847	1,856	1,791	1,791	1,772	1,772	1,742	1,560	1,560	1,607	1,607			
松阪			-72	-7	-123	41	89	84	41	89	89	84	84	9	65	65	-19	-19	-30	-182	-182	-182	47	47			
		R3.3対比																									
	2,192		2,079	1,966	1,827	1,879	1,927	1,737	1,827	1,879	1,927	1,737	1,737	1,737	1,768	1,723	1,723	1,737	1,737	1,598	1,563	1,563	1,612	1,612			
伊勢			-113	-113	-139	52	48	-190	52	48	48	-190	-190	31	-45	-45	14	14	-139	-35	-35	-35	49	49			
		R3.3対比																									
	281		237	228	242	248	218	212	242	248	218	212	212	212	192	192	192	203	203	162	170	170	143	143			
尾鷲			-44	-9	14	6	-30	-6	6	-30	-30	-6	-6	-20	0	0	11	11	-41	8	8	8	8	8			
		R3.3対比																									
	331		304	256	274	270	262	264	274	270	262	264	264	231	239	239	233	233	240	258	258	258	204	204			
熊野			-27	-48	18	-4	-8	2	-4	-8	-8	2	2	-33	8	8	-6	-6	7	18	18	18	18	18			
		R3.3対比																									
	4,807		4,551	4,374	4,144	4,239	4,338	4,060	4,144	4,239	4,338	4,060	4,060	4,060	4,047	3,945	3,945	3,945	3,945	3,742	3,551	3,551	3,566	3,566			
小計			-256	-177	-230	95	99	-278	95	99	99	-278	-278	-13	-102	-102	0	0	-203	-191	-191	15	15				
		R3.3対比																									
	17,458		16,811	16,489	15,777	16,212	16,046	15,871	15,871	16,212	16,046	15,871	15,871	15,871	15,549	15,405	15,405	15,220	15,220	14,700	14,343	14,343	14,077	14,077			
県内合計			-647	-322	-712	435	-166	-175	435	-166	-175	-175	-175	-322	-144	-144	-557	-557	-520	-357	-357	-357	-266	-266			
		R3.3対比																									

資料9②

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減) グラフ

令和3年5月1日 教育政策課調べ



中学生の卒業年月